

産後支援事業

助産師が出産後のお母さんの身体的、精神的な悩みや不安、新生児の保育などの疑問等の相談や実践的ケア（母乳ケア等）を行います。（1回）

●対象 越谷市に住民票（受診当日に転出した場合は、対象外です。）があり、母乳育児をされている

①お子さんを出産したお母さん（産後4か月未満まで）

②新生児訪問時に体重増加不良を指摘された生後4か月未満の乳児のお母さん

●方法 市内の実施助産所等（裏面参照）にご予約のうえ、「越谷市産後支援事業申請書兼利用票」（母子健康手帳別冊に入っています）、母子健康手帳、健康保険証を持って受診してください。

●費用 利用料は、予約時に確認してください。市は、そのうち1,000円を負担します。